

令和7年4月1日より

岐阜県

盛土規制法の運用 を行っています

宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)

★★中核市(岐阜市)の規制区域の指定・運用は岐阜市が行います★★

◎規制区域※1は県内全域が対象



※1)宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域があるため、県HPをご確認ください。

①県内で盛土等※2を行う場合は、
事前に許可又は届出が必要です

②土地所有者等は盛土等を安全に保つ必要が
あります

※2)一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積

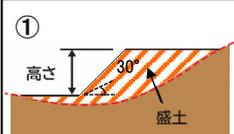
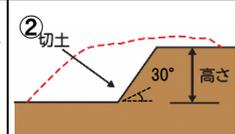
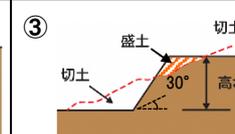
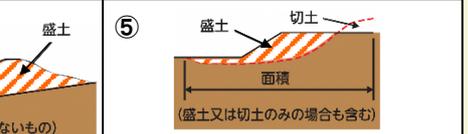
許可対象

黒文字 宅地造成等工事規制区域

白文字 特定盛土等規制区域

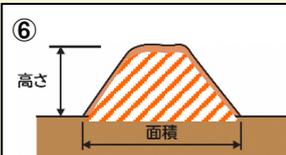
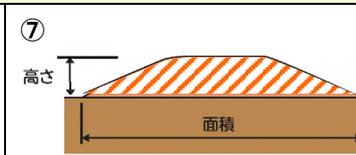
(黒文字から白文字の間は届出)

■土地の形質の変更(盛土・切土)

 <p>盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※3を生じるもの</p>	 <p>切土で高さが 2m超 5m超 の崖※3を生じるもの</p>	 <p>盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖※3を生じるもの(①、②を除く)</p>	 <p>盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)</p>	 <p>盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 かつ標高差が30cm超となるもの※4 (①~④を除く)</p>
---	--	---	--	--

※3)「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

■一時的な土石の堆積

 <p>最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの</p>	 <p>最大時に堆積する標高差30cm超 かつ面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの※4</p>
---	--

※4) 図⑤、⑦の面積には、標高差30cm以下の盛土・切土又は土石の堆積を行う面積は含まれません

申請が必要な具体的な例

次のような行為で、一定規模以上の盛土等を行う場合は許可等の申請が必要となります。

- ・建物を建てるために田に盛土を行う場合
 - ・駐車場を整備するため、田に盛土を行う場合
 - ・田に盛土を行い、畑として利用する場合
 - ・太陽光発電設備を設置するために造成を行う場合
 - ・擁壁を作るため盛土を行う場合
 - ・建設発生土(残土)を処分する目的で新たに造成を行う場合
 - ・使用先を定めないまま、建設発生土を一時的に堆積する場合
- ※これはあくまで例です。記載がない場合でも、盛土等の内容や規模によっては申請が必要です。

盛土等に関する Q & A

Q1 自分の土地が規制区域内にありますが、手続きは何か必要ですか？

許可等の対象となる盛土等を行わない場合は、特に手続きは必要ありません。
ただし、過去に行われた盛土等を含めて、土地所有者等は常に安全な状態を維持する必要があります。

Q2 規制区域はどのように確認できますか？

県ホームページに掲載している地図サイト(GIS)で規制区域を確認することができます。

※なお、岐阜県内で「造成宅地防災区域」の指定はありません。

<https://gis-gifu.jp/gifu/Map?mid=11025&mpx=136.72326775398204&mpy=35.3912512>



Q3 許可等の基準や手続き、許可手数料は、どのような内容になりますか？

許可等の基準、申請手続きの流れ、手数料の額については、県ホームページをご確認ください。

Q4 適用除外や許可手続きが不要となる場合はありますか？

以下は代表的な例です。詳細な要件については県ホームページをご確認ください。

- ◎道路、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等
- ◎工事の施行に付随して行われるもの(当該工事に使用する土石等を当該工事の現場等に一時的に堆積)
- ◎農地で行われる通常の営農行為 等

Q5 盛土規制法に関する相談先はありますか？

県ホームページに相談フォームを設けています。許可等の基準をご確認いただいたうえで、不明な点がある場合にご活用ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/450148.html>



Q6 盛土規制法の対象規模以下で建築する際、必要な手続きはありますか？

県ホームページに掲載している「許可要否の判定チェックシート」を記入し、建築確認申請に添付してください。

盛土規制法の詳しい内容や規制区域、許可申請の基準、問い合わせ先については**県ホームページ**をご確認ください



岐阜県 都市建築部
建築指導課 盛土規制係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

[TEL]058-272-8631(係直通)

[H P] <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359943.html>

岐阜県 盛土規制法 検索